

次期「岡山市生物多様性地域戦略」の策定方針について

1 戦略策定の趣旨 →別添資料 01

本市では、「岡山市生物多様性地域戦略」（以下「現行戦略」という。）を平成 28 年度（2017 年 3 月）に策定し、本市の様々な計画や取組みに生物多様性の視点を組み込むとともに、市民や事業者を巻き込んで、連携、協力することで推進してきました。

現行戦略の策定以降、令和 3 年 7 月の G7 サミットにおける「30by30 目標」への合意、令和 4 年 12 月の COP15 における「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の採択、また、令和 5 年 3 月の「生物多様性国家戦略 2023-2030」（以下、「国家戦略」という。）の閣議決定など、現在、国内外では生物多様性保全に向けて大きな局面を迎えています。

これらの変化等に対応する必要があること、また、現行戦略が令和 7 年度（2025 年度）で終了することから、現行戦略の進捗状況を踏まえ、次期岡山市生物多様性地域戦略（以下、「次期戦略」という。）の策定を進めます。

2 戦略の位置づけ →別添資料 02

本戦略は、生物多様性基本法に基づき、「国家戦略」、「次期岡山市環境基本計画（令和 8 年度策定予定。以下「次期計画」という。）」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して策定される計画です。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、総合計画の個別計画に位置付けられます。

3 策定体制 →別添資料 03

(1) 審議会

次期戦略の策定にあたっては、岡山市環境保全条例に基づき、学識経験者など 9 名で構成する「岡山市自然環境保全審議会」において審議します。

(2) 庁内

着実で効率・効果的な計画の策定を図るため、必要な会議を開催し、庁内の生物多様性に関する各種施策・事業の総合的な調整等を行います。

(3) 市民参加

市民をはじめとした多様な主体に次期戦略の取組みに参加いただけるよう、アン

ケート、ワークショップ、パブリックコメント等により、幅広い意見の反映を図ります。

4 ご審議いただきたい内容

次に掲げる項目を中心に、基本的考え方のご審議をお願いします。なお、記載事項は本市の案です。

(1) 次期戦略の概要 **→別添資料 04**

ア 名称

「(仮称) 生物多様性おかやまプラン」とし、副題を含め詳細については今後検討します。

イ 戦略の対象区域

岡山市全域とします。

ウ 期間

令和 8 年度 (2026 年度) から令和 17 年度 (2035 年度) までの 10 年間とします。

(2) 策定スケジュール **→別添資料 05**

令和 7 年度中の答申、決裁をめざして作業を進めます。

(3) 策定の方向性

ア 若い世代の意識醸成を図る戦略

生物多様性の保全活動を行う人々の高齢化が進む中、若年層ほど自然に関心がある人の割合は低い傾向にあり (内閣府世論調査)、今後の保全活動の担い手不足が懸念されています。

次期戦略においては、SNS の積極的な活用等、次世代につながる施策を取り入れることで、若い世代の意識醸成を図ります。

イ ネイチャーポジティブ達成をめざした戦略 **→別添資料 06**

「国家戦略」においては、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030 年ネイチャーポジティブ」が掲げられました。

次期戦略においても、国家戦略の内容を踏まえ、ネイチャーポジティブ達成に

向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」など、新たな視点を取り入れた施策を展開します。

ウ TNFDに取り組む企業との連携をめざした戦略 →別添資料 07

「国家戦略」において、自然に関連する財務情報の開示（TNFD）が必然化していく中で、ネイチャーポジティブ領域の事業機会を探索する民間企業による新たな産業の創出や、新たな投資の誘因につながる施策を取り入れたものとします。

エ 市民にわかりやすい戦略

本市における生物多様性に関する課題や目標、その解決や達成に向けて展開する取組みを分かりやすく示すことにより、市民と目標を共有し、協働して生物多様性の保全を進めていくための戦略とします。

できる限り説明は短く、写真や図表を充実させ、スマートフォンでも読みやすい内容とします。

オ 関連計画との整合が図られた計画

総合計画や次期計画をはじめ、各局区室が所管する個別計画との整合性を確保します。

(4) 将来像等の設定

ア 将来像

生物多様性基本法第3条に規定する「基本原則」を踏まえ、社会情勢の変化や本市の環境の状況、市民、事業者等からのアンケート結果等を反映し、地域の将来像を明確に設定します。

多様な主体に広く伝わるよう、できる限り親しみやすい表現で、地域住民がしっかりとイメージできるものとします。

イ 基本戦略・目標

アの実現のため、基本戦略ごとに状態目標（アウトカム）と行動目標（アウトプット）を設定します。

なお、基本戦略については、原則として国家戦略で設定されたものに準じることとし、同戦略との整合を取りやすくします。

(5) 基本構造等 →別添資料 08

ア 基本構造

前述(4)イの基本戦略 > 状態目標・行動目標 > 施策の構造とします。

イ 重点プロジェクト

次期戦略でめざす将来像の実現のため、地域特性や社会情勢などを考慮しつつ、各主体が連携して地域全体で生物多様性に関する取組みを推進することが必要となります。

そこで、主に市が主体となって展開する、次期戦略全体を牽引する施策として「重点プロジェクト」を設定し、重点的に取り組みます。

ウ 成果指標

前述(4)イの状態目標、行動目標を数値的に表せる成果指標（KPI：重要業績評価指標）を設定します。本設定に当たっては、並行して策定する次期計画で設定する成果指標の中から、次期戦略と関係性が深いものを抽出する形とし、効果的な進捗管理を行うものとします。

(6) 計画の推進

毎年度の成果指標の進捗状況を把握しながら、進行管理を行うことで施策の推進を図ります。

また、点検・評価を客観的に行うため、同状況を本審議会に報告しながら、必要に応じて計画を見直すほか、本市ホームページで公表します。

5 ご審議にあたり考慮いただきたい考え方

本市の特性を捉えていること、また、社会情勢の変化や新たな環境問題への視点が盛り込まれていることを踏まえたご審議をお願いします。